①～②　第１号４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成27年７月28日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成27年７月31日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。
5　その他
⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ
⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案［ＶＥ提案］により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書［ＶＥ提案］を提出すること。ただし、技術提案［ＶＥ提案］が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。
また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。
⑻～⒀　第１号５⑺～⑿に同じ
⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒂～⒅　第１号５⒀～⒃に同じ
6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Chubu-Oudan Tsubakigawa Bridge.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年４月 30 日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　鈴木　弘之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第５号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　関門航路（早鞆瀬戸地区）航路（－14m）浚渫工事（前田沖Ｂ工区）外１件
⑶　工事場所　山口県下関市前田地先及び福岡県北九州市門司区田野浦地先
⑷　工事内容　【早鞆瀬戸地区】浚渫工　グラブ浚渫　約19,500㎥（ＮＥＴ）（粘土質・砂質・レキ混土砂）約3,300㎥（ＮＥＴ）（硬岩）、土捨工　土運船運搬①　約19,500㎥（ＮＥＴ）（運搬距離：約25㎞）、起重機船揚土①　約19,500㎥（ＮＥＴ）、土砂積込・運搬　約19,500㎥（ＮＥＴ）、土運船運搬②　約3,300㎥（ＮＥＴ）（運搬距離：約９㎞）、起重機船揚土②　約3,300㎥（ＮＥＴ）、【中央水道地区】潜水探査工　潜水探査　約700㎡（想定）、浚渫工　グラブ浚渫　約3,800㎥（ＮＥＴ）（砂質土砂）、土捨工　土運船運搬　約3,800㎥（ＮＥＴ）（運搬距離：約20㎞）、リクレーマ船揚土　約3,800㎥（ＮＥＴ）、土砂積込・運搬　約3,800㎥（ＮＥＴ）
⑸　工期　平成28年３月22日まで
⑹　使用する主な資機材　グラブ浚渫船
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
⒀　本工事は、中間前金払いに代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の試行工事である。
⒁　本工事で受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事とする。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上の者であること。）
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上の者であること。）
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成12年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工実績を有する者であること。なお、１）及び２）の施工実績については別件工事でも構わない。
１）航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した10,000㎥以上の浚渫工事。
２）グラブ浚渫船（硬土盤グラブ、砕岩兼用グラブ）又は砕岩船を使用した岩盤浚渫工事。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成12年度以降に元請けとして、次の１）又は２）のいずれかの施工実績を有する者であること。
１）浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事。
２）グラブ浚渫船（硬土盤グラブ、砕岩兼用グラブ）又は砕岩船を使用した岩盤浚渫工事。
③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成12年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工実績を有する者であること。なお１）及び２）の施工実績については別件工事でも構わない。
１）航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した10,000㎥以上の浚渫工事。
２）グラブ浚渫船（硬土盤グラブ、砕岩兼用グラブ）又は砕岩船を使用した岩盤浚渫工事。
さらに、他の構成員は、平成12年度以降に元請けとして、次の３）又は４）のいずれかの施工実績を有する者であること。
３）浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事。
４）グラブ浚渫船（硬土盤グラブ、砕岩兼用グラブ）又は砕岩船を使用した岩盤浚渫工事。